

「系列会社についての届出書」についての質疑・応答集

Q 1 : 該当する系列会社がない場合は、「系列会社についての届出書」の提出はしなくてよいですか？

A 1 : 本届出書は、長崎県の入札参加資格を持つ全業者を対象に「系列会社」の有無等把握する目的で、提出をお願いしておりますので、該当がない場合でも、届出書を提出してもらうこととなります。

Q 2 : 系列会社がない場合の、記入項目は、「1. 貴社に関する事項」のみ記入でよいですか？

A 2 : 「1. 貴社に関する事項」と「2. 系列会社に関する事項」の“(1) 系列会社に関する事項”で“該当なし”の「0」を記入して頂き、そこで記入終了となります。

Q 3 : 「系列会社についての届出書」の提出する際、に会社印の押印は必要ですか？

A 3 : 義務付けてはませんが、会社の証明にもなりますので、押印して頂きますようお願いいたします。

Q 4 : 系列会社は有るのですが、系列会社が長崎県へ指名願（入札参加資格申請）をしていない場合は、「系列会社」の対象となりますか？

A 4 : 長崎県の入札参加資格を持つ業者の中で、互いに「系列会社」かどうかを把握することを目的としておりますので、入札参加資格の無い会社は、今回の「系列会社」の対象にはなりません。

Q 5 : 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、親会社が、長崎県の入札参加資格がない場合も「系列会社」の対象となりますか？

A 5 : 今回の改正により、親会社が入札参加資格がない場合も、子会社同士は「系列会社」となります。